

## 明海大学ホームページの管理運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第2条第3項の規定に基づき、明海大学（以下「本学」という。）が広報活動又は教育研究活動の一環として開設するホームページの管理運用等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ホームページとは、主に広報活動の一環として開設する全学ホームページ (<http://www.meikai.ac.jp>) 及び全学ホームページから直接又は間接的にリンクする主に教育研究活動の一環として開設する各部局等のホームページをいう。

(2) 各部局等とは、事務局（部、室及び課）、学部、学科、研究科、別科、センター、附属病院、オープンカレッジ、その他の教育研究組織をいう。

(ホームページの内容等)

第3条 ホームページは、本学の広報活動又は教育研究活動としてふさわしい内容であるとともに、別に定めるガイドラインの定めるところにより作成されたものでなければならない。

(掲載禁止事項)

第4条 ホームページには、次の各号に掲げる情報を掲載してはならない。

(1) 明海大学学生等個人情報保護規程に抵触する情報

- (2) 本学の品位を損ね、又は不利益となるおそれのある情報
- (3) 人権を侵害する情報
- (4) 他人の知的財産権を侵害する情報
- (5) 政治的活動又は宗教的活動とみなされるおそれのある情報
- (6) 個人又は組織等を誹謗中傷するおそれのある情報
- (7) 特定の者の利益を図る情報
- (8) 営利を目的とする情報
- (9) その他本学の広報活動又は教育研究活動として不適切な情報

(管理運用責任者等)

第5条 情報を適時かつ適切に提供するため、全学ホームページに管理運用責任者及び掲載責任者を置く。

- 2 全学ホームページの管理運用責任者は、企画部企画広報課長をもって充てる。
- 3 全学ホームページの掲載責任者は、掲載する情報の内容に応じて事務局職員の中から選任するものとし、当該所属長の推薦により事務局長が指名する。
- 4 各部局等のホームページにあっては、前3項の規定を準用する。この場合、第1項から第3項までの「全学ホームページ」とあるのは「各部局等のホームページ」、第2項の「企画部企画広報課長」とあるのは「各部局等の長」、第3項の「事務局職員」とあるのは「当該所属職員」、「当該所属長の推薦により事務局長が指名」とあるのは「各部局等の長が指名」にそれぞれ読み替えるものとする。

(管理義務)

第6条 管理運用責任者は、ホームページの管理運用の統括に関する業務を行

うものとし、本規程、ガイドラインその他本学の諸規則等に従い、管理につとめなければならない。

- 2 掲載責任者は、管理運用責任者の下で所掌する情報の管理運用に関する業務を行うものとし、本規程、ガイドラインその他本学の諸規則等に従い、管理につとめなければならない。

(リンク)

第7条 全学ホームページに各部局等のホームページを直接リンクしようとするときは、所定の様式により全学ホームページの管理運用責任者に申請し承認を受けなければならない。

- 2 全学ホームページの管理運用責任者は、各部局等から提出された申請書及び掲載する情報等を審査し、広報活動又は教育研究活動として適切と判断するときは、これを承認する。

- 3 各部局等のホームページへのリンクに関することは、この規程に準じた方法等により行うものとし、細部については各部局等において定める。

(情報の修正等)

第8条 管理運用責任者は、リンクしたホームページが第3条に規定するホームページの内容等から逸脱している場合、又は第4条のいずれかに該当すると判断した場合は、当該ホームページの管理運用責任者に対し、情報等の修正又は削除を求めることができる。

- 2 管理運用責任者は、前項の求めに応じないと認められるときは、そのホームページのリンクを解除し、又は当該ホームページの修正又は削除をすることができる。

(教職員の職務に関するホームページ)

第9条 教職員が全学ホームページにリンクしない職務に関するホームページを掲載しようとするときは、事前にその者が所属する部局長（以下「所属長」という。）にその内容を届出なければならない。

- 2 所属長は、管理運用責任者と届出の内容につき協議するものとする。
- 3 協議の結果、届出た内容に第4条に該当すると認めたときは、所属長は第1項に定める届出をした者に対し、届出た内容の全部又は一部の修正を求めることができる。
- 4 前項の求めを受けた者は、正当な理由のない限り、その求めに応じなければならない。

（連絡調整）

第10条 ホームページの管理運用に関し連絡調整の必要があるときは、管理運用責任者又は掲載責任者等で構成する委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関することは別に定める。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、本学のホームページの管理運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。